

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」 の見直し	「措置の内容」 の見直し	各府省庁からの再検討 要請に対する回答	プロジェクト名	管 理 案 番 号 項	提案主体名	都道府県	制度の所 管・関係官 庁
040040	外部監査契約を締結できる者の行政書士への拡大	地方自治法 行政書士法	<p>◇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) (外部監査契約を締結できる者) 第二百五十二条の二十八 普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。) 二 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。) 三 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの 2 普通地方公共団体は、外部監査契約を円滑に締結し又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の識見を有する者であつて税理士(税理士となる資格を有する者を含む。)であるものと外部監査契約を締結することができる。 3 (略)</p>	普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者に行政書士を追加する。	行政書士は行政手続の専門家であるし、権利義務又は事実証明に関する書類作成の専門家であり、行政運営に関し優れた識見を有する者に該当する。	C	I	外部監査契約の相手方は、地方公共団体の監査に資する高度の専門的知識を有する制度的背景がある資格を持つ者である必要がある。したがって、弁護士、公認会計士等に限定されているところである。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	行政書士は「官公署提出書類の作成・提出手続代理」を日常的に行っており、地方公共団体の事務を熟知している。一方、弁護士、公認会計士等は行政書士業務を行っていない。 行政書士試験科目に地方自治法が組織及び運営に関する事項について、高度な専門的知識を有する。一方、弁護士、公認会計士等の登録試験科目に地方自治法はない。 行政書士には20年以上公務員として「行政事務」(文書の立案作成、審査等)に従事した者がいる。一方、弁護士、公認会計士等には「行政事務」に従事した者はいない。 行政書士は地方公共団体の監査に資する高度の専門的知識を有する制度的背景がある資格といえる。	C	I	「地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」に該当するとして、行政書士である者を監査委員(地方自治法第195条)に選任されている例はあるところ。 一方、外部監査契約の相手方たる外部監査人は、監査制度の合理性の観点から、監査委員が行う監査と比較して、その専門性を一層高める必要があり、外部監査人としての資格については、上記要件を満たすだけでなく、より専門的な者とするににより、その趣旨を達成しようとするもの。 以上のことから、地方公共団体の監査に資する高度の専門的知識を有する制度的背景がある資格を持つ者として、行政書士は含まれないとされているところ。		0 0 0 6 0 1 0	個人	香川県	総務省